

AATL 証明書サービス利用約款

お申込に同意される前に本 AATL 証明書サービス利用約款(以下「本利用約款」という)をよくお読みください。お申込に同意されますと、お客様は本利用約款の条件に法的に拘束されることに同意したことになります。本利用約款の条件に同意しない場合、お客様は、手続きを進めることは認められず、お申込をすることはできません。本利用約款の内容を理解するにあたり、何かお困りのことがございましたら、当社に電子メールにて legal@globalsign.com までご連絡ください。

本利用約款は、お客様が以下の「同意する」ボタンをクリックしてこの利用約款の条件を承諾した日より、効力を発するものとします(以下「発効日」という)。

お客様は、本利用約款を承諾する個人として、お申込をする組織(以下「貴社」という)を代表して本利用約款を承諾する権限を有すること、及び貴社を本利用約款の条件に法的に拘束させる権限が正式に与えられていることを表明し保証します。

貴社を代表して本利用約款を承諾する権限がお客様にない場合には、手続きを進めないでください。権限がない場合、お客様は、GS パネルから該当するお申込の電子証明書申請書の写しをダウンロードし、正式に権限を与えられた人物の署名をこれに受け、お客様の地域の審査担当の電子メールアドレス(vetting-apac@globalsign.com、vetting-emea@globalsign.com、vetting-jp@globalsign.com、または vetting-us@globalsign.com)に送付しなければなりません。

1. 定義

AATL 証明書: AATL プログラムの基準に準拠して発行された証明書

Adobe Approved Trust List(「AATL」): Adobe PDF Reader バージョン 9.0 以降に搭載されている Adobe ルート認証局ポリシー局が生成する、文書署名認証局のトラストストア

申請者: 自身を「サブジェクト」としてデジタル証明書を申請する(またはその更新を求める)民間組織、事業体、行政機関、国際機関または個人

証明書: 公開鍵とアイデンティティを結びつけるために電子署名を使う電子文書

認証局(「CA」): 証明書の生成、発行、失効、及び管理をする組織

CPS: <http://jp.globalsign.com/repository/>で入手できるグローバルサインの認証業務運用規程

電子署名: メッセージを非対称暗号方式とハッシュ関数を用いてエンコードすること。オリジナルメッセージと署名者の公開鍵を所有する人物が、署名者の公開鍵と対になる秘密鍵を使用してエンコードが行われたこと、及びオリジナルメッセージがエンコード後に書き換えられたかどうかを正確に判断することができる

グローバルサイン: お客様がお申込をする法人、GMO グローバルサイン株式会社

鍵ペア: 秘密鍵とこれに対応する公開鍵

ローカル登録局(LRA): 証明書を申請する利用者の本人確認と認証のために任命され、これに責任を負うサービス管理者。LRA は証明書を発行せず、その LRA がアイデンティティを審査した利用者を代理して証明書の発行を依頼する

秘密鍵: 鍵ペアの所有者により秘密に保持される鍵をいい、電子署名の作成及び対になる公開鍵により暗号化された電子記録や電子ファイルの復号に使用するもの

公開鍵: 鍵ペアの所有者により公開される鍵をいい、対になる秘密鍵を用いて生成された電子署名を依頼当事者が検証するため、または対になる秘密鍵を用いてのみ復号が可能な暗号化メッセージを生成するために使用するもの

依頼当事者: 有効な証明書に依頼する任意の個人または法人

サービス: グローバルサインが貴社に提供する CA サービス

サービス管理者: LRA として利用者の本人確認と認証を行い、また管理者として、更新、失効、再発行及びレポーター機能など、発行された証明書のライフサイクル管理に関連する業務を行う者

利用者: 証明書の発行を受け、利用約款に法的に拘束される個人または法人

利用約款: 両当事者の権利と責任を規定する、CA と申請者／利用者との間の利用約款

2. グローバルサインが提供するサービス

グローバルサインは、サービス管理者が申請者／利用者の申請及び登録情報を認証し、正当性を検証したうえで承認に基づき、AATL 証明書を発行するものとします。

3. 貴社の義務

貴社は、以下の義務のそれぞれを順守するものとします。

(a) サービスをセットアップするためにサービス管理者を任命します。これには、組織プロフィールの登録、AATL 証明書の発行に必要な登録局としての業務の実施が含まれます。サービス管理者は、申請者／利用者のアイデンティティ及び AATL 証明書に記載される情報の検証に単独で責任を負います。

(b) サービス管理者は、申請者に関連する電子メールアドレスが貴社の所有及び(または)管理すること、またはサービス管理者が申請者に代理して登録プロセスを実施することを申請者が明示的に許可していることを条件に、申請者の登録プロセスを実施することができます。

(c) 登録リクエストにおいて完全かつ正確な情報を提供します。

(d) (i) 利用者が利用約款に違反した場合、または(ii) 関連する秘密鍵が紛失、漏えい、またはその他の形で危殆化したか、それが疑われる場合、AATL 証明書を速やかに失効するか、またはグローバルサインに失効を依頼します。

(e) (i) 利用者のアイデンティティの審査及び(ii) 証明書の失効に関する記録を作成し、保管します。

(f) 常に必ず、使用を義務付けられた暗号化デバイス(CPS に定義されています)で秘密鍵を生成し、このデバイスから決してエクスポートせず、最低限でも FIPS 140-2 Level 2 規格の暗号化デバイスを利用者に交付します。

(g) 証明書をリクエストするエンティティ(貴社または利用者)は、そのアドレスに関連する、そのエンティティが管理する電子メールアカウントについての証明書、または <https://www.mozilla.org/en-US/about/governance/policies/security-group/certs/policy/inclusion/> の Mozilla CA 証明書搭載方針に定めるとおりそのアカウントの保有者から許可を得た証明書のみをリクエストするものとします。

貴社が第 3 条に基づきいずれかの義務を順守しなかった場合は、本利用約款の重大な違反となるものとします。

4. 料金と支払い

貴社は、AATL 証明書に適用される料金を、貴社がお申込の際に同意した支払条件に従い、グローバルサインに支払うものとします。

5. 限定保証

グローバルサインは、証明書の使用、使用できないこと、交付、ライセンス、証明書が動作することまたはしないこと、電子署名、ソフトウェア、または明示的か黙示的かを問わず本利用約款に基づき提案または企図されるその他一切の取引またはサービスについて、一切保証しません。グローバルサインは、証明書の発行時点の検証済の情報に(CPS に従い) 依拠したことによる、ワランティーポリシー (<http://jp.globalsign.com/repository/>で入手できる)に定める金額を最大とする損害を除き、種類を問わず、また明示的か黙示的かを問わず、商品性、特定目的への適合性、または非侵害に関するあらゆる保証を含む一切の表明及び保証を明示的に否認します。上記の定めにかかわらず、グローバルサインは、(a)この検証済の情報に含まれるいずれかの誤謬が利用者の過失に起因するとき、または(b)利用者が本利用約款に違反したときは、いかなる場合も賠償の責めを負いません。

6. 責任の制限

本利用約款またはサービスを使用したこともしくは使用できないことに起因または関係する、あらゆる請求に関する各当事者の相手方当事者に対する責任の総額は、いかなる場合も、その請求を生じせしめた事象の直前の 1 年間に貴社が証明書について支払った料金の額を超えることはありません。

7. 損害賠償の制限

詐欺行為または意図的な不法行為を除き、いかなる場合も、いかなる間接損害、付随的損害もしくは派生的損害の賠償、または証明書の使用、交付、ライセンス、証明書が動作することまたは動作しないこと、電子署名、または本利用約款に基づき提案または企図されるその他一切の取引またはサービスに起因または関連するいかなる逸失利益、データの損失、もしくはその他の間接損害、派生的損害もしくは懲罰的損害の賠償についても、グローバルサインがかかる損害賠償の可能性について通知されていたとしても、グローバルサインは賠償の責めを負わないものとします。

8. 期間と解除

8.1 本利用約款に基づく契約関係は、発効日付で開始し、AATL 証明書の有効期間にわたり有効であるものとします。

8.2 グローバルサインは、本利用約款に基づくいずれかの義務を貴社が履行せず、グローバルサインからの違反についての通知を受領してから 10 日を経過した後もかかる違反を是正しない場合、かかる不履行を理由に本利用約款に基づく契約関係を解除することができます。

9. 契約解除の効果

何らかの理由により本利用約款に基づく契約関係が満了したか解除された場合、本利用約款の条件は、かかる解除以前に発行されたすべての AATL 証明書が有効期限切れとなるかまたは早期失効するまで、当該 AATL 証明書に引き続き適用されるものとします。

10. 雑則

10.1 準拠法

本利用約款は、抵触法の原則にかかわらず、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとします。管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

10.2 譲渡

本利用約款に別段の定めのある場合を除き、本利用約款は、その当事者の承継人、遺言執行人、相続人、代理人、管財人及び譲受人に対しても拘束力を有し、その利益に帰するための効力を生じるものとします。貴社または利用者は、本利用約款に基づく契約関係及び AATL 証明書のいずれも、移転または譲渡できないものとします。かかる譲渡または譲渡の試みは無効であり、何らの効力も有さず、またグローバルサインによる本利用約款に基づく契約関係の解除事由となり得るものとします。

10.3 利用約款の分離

いずれかの裁判所が本利用約款のいずれかの規定を執行不可能とした場合、その範囲において、かかる執行不可能な規定は削除され、本利用約款の残りの規定はそれによる影響を受けないものとします。両当事者

は、本利用約款の執行不可能な規定を、当初の規定の意図に可能な限り近い形で表現された執行可能な規定と置き換えるよう、誠意をもって努めるものとします。

10.4 完全なる合意

本利用約款ならびにここに参照により組み込まれる、<http://jp.globalsign.com/repository> で入手できる利用約款及び CPS は、本利用約款の主題に関し、本利用約款に基づく契約関係の両当事者の完全なる了解事項及び合意事項を構成し、両当事者間のすべての従前の、及び同時期になされた了解事項及び合意事項に優先します。

10.5 商号、ロゴ

いずれの当事者も、本利用約款またはその履行を根拠として、相手方当事者のいかなる商標、ブランド名、ロゴ、プロダクト名称に関するいかなる権利も取得するものではなく、かかる商標、商号、ロゴ、プロダクト名称に関するかかる権利を有する当事者から別途書面で許諾を得ている場合を除いては、その事由の如何を問わず一切これらを使用することはできません。

[対応英語版 V. 1.0 1-9-2018]